

令和6年 3月29日

首都高速道路に係る地域路線網に属する高速道路に係る業務実施計画の変更について

2（1）中「別紙1－24」を「別紙1－25」に改める。

3中「特定更新等工事の内容」の次に「及び工事に要する費用に係る債務引受限度額」を加える。

4（1）中「別紙1－24」を「別紙1－25」に改め、（3）中「別紙特1、別紙特3」を「別紙特1から別紙特3」に改める。

5、6中「第7号」を「第8号」に改める。

7（3）中「令和47年9月30日」を「令和56年3月20日」に改める。

9（2）中「別紙1－24」を「別紙1－25」に改める。

別紙1－10、別紙1－23、別紙1－24を次のとおり改め、別紙1－25を加える。

都道首都高速7号線(改築)(小松川JCT)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

## 1. 工事の内容

## (1) 路線名

都道首都高速7号線

## (2) 工事の箇所

I	東京都江戸川区西小松川町
II	東京都江戸川区東小松川二丁目
III	東京都江戸川区松島一丁目

## (3) 工事方法

(イ) 事業方式 ー

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
都道首都高速葛飾江戸川線	江戸川区西小松川町	立体接続	小松川ジャンクション
附属街路第4号線	江戸川区西小松川町	立体接続	中環小松川入口

(4)工事予算

40,027 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

平成 19 年 4 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 元 年 12 月 1 日 (供用開始)

令和 7 年 3 月 31 日 (残事業完成)

**2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

47,178百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 47,178 百万円)(消費税込み)

都道首都高速3号線(改築)(池尻・三軒茶屋出入口付加車線増設)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

都道首都高速3号線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

東京都目黒区大橋二丁目	から
東京都世田谷区太子堂二丁目	まで

(ロ) 延長

東京都目黒区大橋二丁目	から	0.7	キロメートル
東京都世田谷区太子堂二丁目	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式           —

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間	道路の区分	摘 要
東京都目黒区大橋二丁目 から 東京都世田谷区太子堂二丁目 まで	第2種第2級	道路構造令

(ハ)設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
東京都目黒区大橋二丁目 から 東京都世田谷区太子堂二丁目 まで	60	0.7	

(ニ)設計自動車荷重

245kN(B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.25メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間	工 事 施 工	用 地 買 収	摘 要
東京都目黒区大橋二丁目 から 東京都世田谷区太子堂二丁目 まで	—	—	付加車線事業

(ト)路肩の標準幅員

東京都目黒区大橋二丁目から東京都世田谷区太子堂二丁目まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	—	—	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分	—	—	—	0.75	0.75	

(チ)付加車線の標準幅員

3.25メートル

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間		幅員	摘要
東京都目黒区大橋二丁目	から	—	メートル(土工部)
東京都世田谷区太子堂二丁目	まで	—	メートル(橋梁部)
		—	メートル(掘割部)

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

—

(4)工事予算

6,040 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

平成 27 年 4 月 1 日

②工事の完成予定年月日

令和 10 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

6,723 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 6,416 百万円)(消費税込み)

一般国道17号(新大宮上尾道路(与野～上尾南))  
(埼玉県さいたま市中央区円阿弥一丁目から埼玉県上尾市堤崎まで)に関する

**工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道17号(新大宮上尾道路(与野～上尾南))

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

埼玉県さいたま市中央区円阿弥一丁目	から
埼玉県上尾市堤崎	まで

(ロ) 延長

埼玉県さいたま市中央区円阿弥一丁目	から	8.0	キロメートル
埼玉県上尾市堤崎	まで		

(3) 工事方法

(イ) 事業方式          公共事業と有料道路事業による施行方式

別 紙 1

(ロ)道路の区分

設 計 区 間	道路の区分	摘 要
埼玉県さいたま市中央区円阿弥一丁目 から 埼玉県上尾市堤崎 まで	第1種第3級	道路構造令

(ハ)設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
埼玉県さいたま市中央区円阿弥一丁目 から 埼玉県上尾市堤崎 まで	80	8.0	

(ニ)設計自動車荷重

245kN (B活荷重)

(ホ)車線の幅員

3.50メートル

別 紙 1

(へ)車線数

設 計 区 間		工 事 施 工	用 地 買 収	摘 要
埼玉県さいたま市中央区円阿弥一丁目	から	4車線	4車線	
埼玉県上尾市堤崎	まで			

(ト)路肩の標準幅員

埼玉県さいたま市中央区円阿弥一丁目から埼玉県上尾市堤崎まで

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	—	—	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分	—	—	1.25 又は 1.75	0.50	1.75 又は 2.25	

(チ)付加車線の標準幅員

—

別 紙 1

(リ)中央帯の標準幅員

設計区間	幅員	摘要
埼玉県さいたま市中央区円阿弥一丁目	から	—
埼玉県上尾市堤崎	まで	2.25又は3.00
		—

(ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
埼玉県道高速さいたま戸田線	さいたま市中央区円阿弥一丁目	平面接続	与野ジャンクション(仮称)
一般国道17号(新大宮バイパス)	さいたま市中央区円阿弥三丁目	立体接続	与野出入口
一般国道17号(新大宮バイパス)	さいたま市大宮区三橋五丁目	立体接続	大宮出入口(仮称)
一般国道17号(新大宮バイパス)	さいたま市西区宮前町	立体接続	宮前南出入口(仮称)
一般国道17号(上尾道路)	さいたま市西区内野本郷	立体接続	宮前出入口(仮称)
一般国道17号(上尾道路)	上尾市堤崎	立体接続	上尾南出入口(仮称)

(4)工事予算

60,808百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

① 工事の着手予定年月日

- ① 埼玉県さいたま市中央区円阿弥一丁目から埼玉県さいたま市中央区円阿弥六丁目まで(与野ジャンクション(仮称)に係る部分)  
平成 29 年 4 月 20 日
- ② 埼玉県さいたま市中央区円阿弥六丁目から埼玉県上尾市堤崎まで  
令和 11 年 4 月 1 日

なお、②における工事の着手予定年月日とは、会社が公共事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

② 工事の完成予定年月日

令和 14 年 3 月 31 日

**2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

72,573 百万円(消費税込み)  
(うち、助成対象基準額 69,280 百万円)(消費税込み)

都道首都高速1号線(改築)(新京橋連結路(仮称))に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

都道首都高速1号線

(2) 工事の箇所

I	東京都中央区新富一丁目
II	東京都中央区銀座一丁目
III	東京都中央区八丁堀四丁目
IV	東京都中央区京橋三丁目
V	東京都中央区八重洲二丁目

(3) 工事方法

(イ) 事業方式          公共事業と有料道路事業による施行方式

別 紙 1

(ロ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備考
都道首都高速4号線	中央区八重洲二丁目	立体接続	新京橋連結路(仮称)

(4)工事予算

116,000 百万円(消費税込み)

(5)工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手予定年月日

① 東京都中央区新富一丁目から東京都中央区銀座一丁目まで及び東京都中央区八重洲二丁目  
令和 6 年 4 月 20 日

② 東京都中央区銀座一丁目から東京都中央区八重洲二丁目まで  
令和 15 年 10 月 1 日

なお、②における工事の着手予定年月日とは、会社が公共事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

②工事の完成予定年月日

令和 18 年 3 月 31 日

**2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

158,959 百万円(消費税込み)  
(うち、助成対象基準額 151,863 百万円)(消費税込み)

別紙3を次のとおり改める。

**修繕に係る工事に要する費用に係る  
債務引受限度額**

## 修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

(単位:百万円)  
(消費税込み)

年度	債務引受限度額
H18	6,137
H19	11,612
H20	9,579
H21	9,396
H22	8,110
H23	11,545
H24	16,274
H25	20,174
H26	40,129
H27	23,284
H28	36,948
H29	22,342
H30	36,238
R1	27,141
R2	41,284
R3	41,393
R4	59,496
R5	25,236
R6	68,444
R7	47,717
R8	78,918
R9	33,575
R10	33,880
R11	24,492
R12	24,498
R13	24,517
R14	25,055
R15	25,161
R16	25,156
R17	25,149
R18	25,871
R19	26,812
R20	26,823
R21	26,822
R22	26,822
R23	26,822
R24	26,822
R25	26,822
R26	26,822
R27	26,822
R28	26,822
R29	26,822
R30	26,822
R31	26,821
R32	26,821
R33	26,821
R34	26,821
R35	26,821
R36	26,821
R37	26,821
R38	26,821
R39	26,821
R40	26,821
R41	26,821
R42	26,821
R43	26,821
R44	26,821
R45	26,821
R46	26,821
R47	26,821
R48	26,821
R49	26,821
R50	26,821
R51	26,821
R52	26,821
R53	26,821
R54	26,821
R55	26,821

(注1) 平成18年度から令和4年度は実績値を、令和5年度は実績見込み値を記載している。

(注2) 上記記載の債務引受限度額については、限度額に残余が生じた場合は繰越を認めるものとする。

(注3) 特定更新等工事に要する費用に係る額を除く。

別紙4を次のとおり改める。

**災害復旧に要する費用に係る  
債務引受限度額**

災害復旧に要する費用に係る債務引受限度額

(単位:百万円)  
(消費税込み)

債務引受限度額	8,333
---------	-------

別紙5を次のとおり改める。

## 無利子貸付けの貸付計画

首都高速道路株式会社に対する無利子貸付けの貸付計画

(単位:百万円)

(消費税込み)

年度	無利子貸付計画額
H18	30,300
H19	29,600
H20	28,416
H21	32,920
H22	33,908
H23	42,214
H24	39,684
H25	34,112
H26	25,282
H27	26,200
H28	35,218
H29	21,718
H30	11,114
R1	16,962
R2	824
R3	432
R4	6,304
R5	10
R6	16
R7	16
R8	16
R9	1,408
R10	0
R11	0
R12	0
R13	0
R14	0
R15	306
R16	14,478
R17	14,759
R18	7,748
R19	6,836
R20	6,026
R21	5,773
R22	5,774
R23	0
R24	0
R25	0
R26	0
R27	0
R28	0
R29	0
R30	0
R31	0
R32	0
R33	0
R34	0
R35	0
R36	0
R37	0
R38	0
R39	0
R40	0
R41	0
R42	0
R43	0
R44	0
R45	0
R46	0
R47	0
R48	0
R49	0
R50	0
R51	0
R52	0
R53	0
R54	0
R55	0

- (注1) 平成18年度から令和4年度は実績値を、令和5年度は実績見込み値を記載している。
- (注2) 令和16年度から令和22年度は、第3回首都高日本橋地下化検討会で確認された事業スキームにおける民間プロジェクトによる公共貢献が機構法第25条2項により交付されるものとした額を記載している。
- (注3) 令和15年度から令和17年度は、首都高都心環状線の交通機能確保に関する検討会で確認された事業スキームにおける民間プロジェクトによる公共貢献が機構法第25条2項により交付されるものとした額を記載している。

別紙6を次のとおり改める。

## 道路資産の貸付料の額

首都高速道路株式会社に対する道路資産の貸付料

(単位：百万円)

(消費税込み)

年度	貸付料				
		うち土地・家屋分		うち構築物等分	
				うち盛土・切土・のり面構築物等分	うち橋梁・トンネル等分
H 1 8	(202,470)	(43,766)	(158,704)	(8,856)	(149,848)
	204,136	44,126	160,010	8,929	151,081
H 1 9	(203,138)	(43,910)	(159,227)	(8,885)	(150,343)
	203,138	43,910	159,227	8,885	150,343
H 2 0	(207,313)	(44,813)	(162,500)	(9,068)	(153,432)
	192,576	41,627	150,949	8,423	142,526
H 2 1	(203,625)	(34,574)	(169,051)	(8,186)	(160,865)
	188,136	40,668	147,468	8,229	139,240
H 2 2	(207,072)	(35,158)	(171,914)	(8,325)	(163,589)
	189,399	32,158	157,241	7,614	149,627
H 2 3	(197,997)	(33,618)	(164,379)	(7,960)	(156,419)
	197,997	33,618	164,379	7,960	156,419
H 2 4	(201,545)	(34,220)	(167,325)	(8,102)	(159,222)
	201,545	34,220	167,325	8,102	159,222
H 2 5	(203,369)	(34,530)	(168,839)	(8,176)	(160,663)
	203,369	34,530	168,839	8,176	160,663
H 2 6	(205,699)	(34,925)	(170,773)	(8,269)	(162,504)
	203,950	34,629	169,321	8,199	161,122
H 2 7	(198,838)	(33,761)	(165,077)	(7,994)	(157,084)
	198,838	33,761	165,077	7,994	157,084
H 2 8	(191,190)	(32,462)	(158,728)	(7,686)	(151,042)
	203,748	34,594	169,154	8,191	160,963
H 2 9	(202,775)	(34,429)	(168,346)	(8,152)	(160,194)
	202,775	34,429	168,346	8,152	160,194
H 3 0	(209,232)	(35,525)	(173,706)	(8,412)	(165,295)
	209,259	35,530	173,729	8,413	165,316
R 1	(207,364)	(35,209)	(172,155)	(8,336)	(163,819)
	207,289	35,196	172,093	8,333	163,760
R 2	(206,949)	(35,138)	(171,811)	(8,320)	(163,491)
	175,765	29,843	145,922	7,066	138,856
R 3	(176,063)	(21,465)	(104,947)	(5,082)	(99,865)
	183,221	22,680	110,889	5,369	105,520
R 4	(198,093)	(25,142)	(122,936)	(5,953)	(116,983)
	202,360	25,867	126,479	6,125	120,354
R 5	(198,791)	(25,360)	(124,001)	(6,005)	(117,996)
	202,612	26,009	127,173	6,158	121,015
R 6	207,810	26,556	129,850	6,288	123,562
R 7	201,541	25,492	124,645	6,036	118,609
R 8	244,825	32,841	160,580	7,776	152,804
R 9	250,179	33,750	165,025	7,991	157,034
R 1 0	253,332	34,285	167,643	8,118	159,525
R 1 1	255,613	34,672	169,537	8,210	161,327
R 1 2	256,882	34,888	170,590	8,261	162,329
R 1 3	244,718	32,823	160,491	7,772	152,719
R 1 4	246,915	33,196	162,315	7,860	154,455
R 1 5	249,371	33,613	164,354	7,959	156,395
R 1 6	251,374	33,953	166,017	8,039	157,978
R 1 7	252,362	34,120	166,837	8,079	158,758
R 1 8	250,950	33,881	165,665	8,022	157,643
R 1 9	249,927	33,707	164,816	7,981	156,835
R 2 0	248,723	33,503	163,816	7,933	155,883
R 2 1	248,419	33,451	163,563	7,920	155,643
R 2 2	246,637	33,148	162,084	7,849	154,235
R 2 3	244,468	32,780	160,284	7,762	152,522
R 2 4	242,376	32,425	158,546	7,677	150,869
R 2 5	241,178	32,222	157,552	7,629	149,923
R 2 6	237,998	31,682	154,912	7,501	147,411
R 2 7	235,678	31,288	152,986	7,408	145,578
R 2 8	233,448	30,909	151,135	7,319	143,816
R 2 9	231,836	30,635	149,797	7,254	142,543
R 3 0	228,386	30,050	146,932	7,115	139,817
R 3 1	225,727	29,598	144,724	7,008	137,716
R 3 2	222,853	29,110	142,339	6,893	135,446
R 3 3	220,906	28,780	140,722	6,814	133,908
R 3 4	216,831	28,088	137,338	6,650	130,688
R 3 5	213,747	27,564	134,778	6,526	128,252
R 3 6	210,788	27,062	132,322	6,408	125,914
R 3 7	208,798	26,724	130,670	6,328	124,342
R 3 8	205,290	26,128	127,758	6,187	121,571
R 3 9	202,613	25,674	125,535	6,079	119,456
R 4 0	199,817	25,199	123,213	5,966	117,247
R 4 1	197,813	24,859	121,550	5,886	115,664
R 4 2	194,374	24,275	118,695	5,748	112,947
R 4 3	191,340	23,760	116,176	5,626	110,550
R 4 4	188,020	23,196	113,420	5,492	107,928
R 4 5	185,647	22,793	111,450	5,397	106,053
R 4 6	182,266	22,219	108,643	5,261	103,382
R 4 7	179,850	21,809	106,637	5,164	101,473
R 4 8	177,693	21,442	104,846	5,077	99,769
R 4 9	176,276	21,202	103,670	5,020	98,650
R 5 0	173,377	20,710	101,263	4,904	96,359
R 5 1	171,104	20,324	99,376	4,812	94,564
R 5 2	168,798	19,932	97,461	4,719	92,742
R 5 3	166,921	19,614	95,903	4,644	91,259
R 5 4	163,830	19,089	93,337	4,520	88,817
R 5 5	130,128	13,366	65,357	3,165	62,192

(注) 平成18年度から令和4年度の上段( )内は計画値、下段は実績値を、令和5年度の上段( )内は計画値、下段は実績見込み値を記載している。

別紙7を次のとおり改める。

## 計画料金収入の額

首都高速道路株式会社における計画料金収入

(単位：百万円)  
(消費税込み)

年度	計画料金収入
H 1 8	( 263, 101 ) 267, 398
H 1 9	( 268, 946 ) 268, 576
H 2 0	( 276, 377 ) 258, 876
H 2 1	( 271, 335 ) 253, 132
H 2 2	( 276, 337 ) 255, 900
H 2 3	( 264, 036 ) 263, 261
H 2 4	( 266, 780 ) 268, 517
H 2 5	( 268, 770 ) 267, 165
H 2 6	( 275, 435 ) 270, 932
H 2 7	( 274, 146 ) 275, 977
H 2 8	( 275, 706 ) 291, 021
H 2 9	( 291, 089 ) 291, 741
H 3 0	( 291, 606 ) 290, 166
R 1	( 290, 185 ) 287, 208
R 2	( 293, 555 ) 259, 435
R 3	( 269, 891 ) 279, 748
R 4	( 290, 627 ) 297, 800
R 5	( 294, 190 ) 300, 953
R 6	301, 449
R 7	301, 991
R 8	331, 705
R 9	333, 417
R 1 0	333, 339
R 1 1	334, 140
R 1 2	334, 492
R 1 3	321, 950
R 1 4	324, 763
R 1 5	326, 610
R 1 6	328, 457
R 1 7	329, 325
R 1 8	328, 394
R 1 9	327, 423
R 2 0	326, 420
R 2 1	326, 340
R 2 2	324, 477
R 2 3	321, 876
R 2 4	319, 307
R 2 5	317, 605
R 2 6	313, 917
R 2 7	311, 066
R 2 8	308, 277
R 2 9	306, 325
R 3 0	302, 762
R 3 1	300, 036
R 3 2	297, 341
R 3 3	295, 453
R 3 4	292, 014
R 3 5	289, 382
R 3 6	286, 781
R 3 7	284, 959
R 3 8	281, 642
R 3 9	279, 104
R 4 0	276, 315
R 4 1	274, 275
R 4 2	270, 800
R 4 3	268, 105
R 4 4	265, 410
R 4 5	263, 467
R 4 6	260, 146
R 4 7	257, 545
R 4 8	254, 944
R 4 9	253, 098
R 5 0	249, 868
R 5 1	247, 142
R 5 2	244, 416
R 5 3	242, 383
R 5 4	239, 057
R 5 5	229, 300

(注) 平成18年度から令和4年度の上段 ( ) 内は計画値、下段は実績値を、  
令和5年度の上段 ( ) 内は計画値、下段は実績見込み値を記載している。

別紙8を次のとおり改める。

【機構の収支予算の明細】

首都高速道路に係る地域路線網

【特定更新等工事に係る債務を除くその他の債務の残高を示す収支予算の明細】

Table with columns for year, interest income, interest expense, principal income, principal expense, and net income. It details the financial performance of the organization from 2006 to 2074, excluding specific debt from renewal work.

(注) 1 上の債務残高は「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和33年法律第34号)」に基づく高速道路利用促進事業のため、平成20年度において一般会計に繰越した機構債務を反映し、平成22年度において高速道路利用促進事業の計画変更に伴い見直しを行っている。(注) 2 追加事業とは、料金徴収期限までの追加的な料金負担の限定的な活用等によって実施される事業をいう。(注) 3 平成18年度から令和4年度までは実績値を、令和5年度は実績見込値を記載している。(注) 4 繰越処理の関係上、計が合わないことがある。

【特定更新等工事に係る債務の残高を示す収支予算の明細】

Table with columns for year, interest income, interest expense, principal income, principal expense, and net income. It details the financial performance of the organization from 2006 to 2074, including specific debt from renewal work.

【未償還残高の総額】

Table with columns for year, interest income, interest expense, principal income, principal expense, and net income. It provides a summary of the total outstanding balances from 2006 to 2074.

別紙特1を次のとおり改める。

都道首都高速1号線等に関する

特定更新等工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額(改築)

# 1. 工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

## (1) 個別箇所に関する工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

機構法第13条第1項第3号に規定する先行特定更新等工事			
(1) 路線名	都道首都高速1号線	都道高速横浜羽田空港線 神奈川県道高速横浜羽田空港線	都道首都高速1号線 都道首都高速4号線 都道首都高速4号分岐線 都道首都高速6号線
(2) 工事の区間			
(イ) 工事の区間	東京都品川区東品川二丁目から 東京都品川区東大井一丁目まで	東京都大田区羽田三丁目から 神奈川県川崎市川崎区殿町一丁目まで	東京都千代田区北の丸公園から 東京都中央区日本橋小網町まで
(ロ) 延長	1.9キロメートル	0.3キロメートル	3.3キロメートル
(3) 工事方法			
(イ) 工事の概要	橋の架け替え及び土工の造り替えを行い、構造全体を再整備する。	橋の架け替えを行い、構造全体を再整備する。	橋の架け替え及び地下化を行い、構造全体を再整備する。
(ロ) 道路の区分	第2種第2級(道路構造令)	第2種第2級(道路構造令)	第2種第2級(道路構造令)
(ハ) 設計速度			
設計区間	東京都品川区東品川二丁目から 東京都品川区東大井一丁目まで	東京都大田区羽田三丁目から 神奈川県川崎市川崎区殿町一丁目まで	東京都千代田区北の丸公園から 東京都中央区日本橋小網町まで
設計速度(キロメートル/時)	60キロメートル/時	60キロメートル/時	50、60キロメートル/時
延長(キロメートル)	1.9キロメートル	0.3キロメートル	3.3キロメートル
摘要			
(ニ) 設計自動車荷重	245kN(B活荷重)	245kN(B活荷重)	245kN(B活荷重)
(ホ) 車線の幅員	3.25メートル	3.25メートル	3.25メートル
(ヘ) 車線の数			
設計区間	東京都品川区東品川二丁目から 東京都品川区東大井一丁目まで	東京都大田区羽田三丁目から 神奈川県川崎市川崎区殿町一丁目まで	東京都千代田区北の丸公園から 東京都中央区日本橋小網町まで
工事施工	4車線	4車線	4車線
用地買収	—	—	4車線
摘要			

機構法第13条第1項第3号に規定する先行特定更新等工事

路線名	都道首都高速1号線	都道高速横浜羽田空港線 神奈川県道高速横浜羽田空港線	都道首都高速1号線 都道首都高速4号線 都道首都高速4号分岐線 都道首都高速6号線
(ト)路肩の標準幅員 橋梁高架部分 往復分離しない区間(メートル) 往復分離する区間(メートル) 摘要 トンネル部分 往復分離しない区間(メートル) 往復分離する区間(メートル) 摘要 土工(掘削)部分 往復分離しない区間(メートル) 往復分離する区間(メートル) 摘要 (チ)付加車線の標準幅員 (リ)中央帯の標準幅員 (ヌ)他の道路との接続位置及び接続の方法	左側:1.25 — — — — — 2.00メートル —	左側:1.25 — — — — — 2.00メートル —	— 左側:1.25、右側:0.75、計:2.00 — 左側:1.25、右側:0.75、計:2.00 — — —
(4)工事予算	162,717百万円	43,713百万円	343,733百万円
(5)工事の着手及び完成予定年月日			
(イ)工事の着手年月日	平成26年12月1日	平成27年4月1日	平成27年4月1日
(ロ)工事の完成予定年月日	令和11年3月31日	令和8年3月31日	令和23年3月31日
債務引受限度額(消費税込み)	179,360百万円	47,217百万円	464,176百万円
うち、助成対象基準額	174,576百万円	46,164百万円	443,425百万円
備考	東品川栈橋・鮫洲埋立部	高速大師橋	竹橋・江戸橋JCT付近

別紙特2を次のとおり改める。

都道首都高速1号線等に関する

特定更新等工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額(修繕)

## 1. 工事の内容

(1) 機構法第13条第1項第3号に規定する先行特定更新等工事の路線名及び工事の区間

(イ)路線名	(ロ)工事の区間	
	起点	終点
銀座・京橋出入口付近		
都道首都高速1号線	東京都中央区築地五丁目	東京都中央区八丁堀三丁目
池尻・三軒茶屋出入口付近		
都道首都高速3号線	東京都目黒区大橋二丁目	東京都世田谷区太子堂二丁目
その他(上記を除く区間)		
都道首都高速1号線	台東区北上野一丁目	大田区羽田旭町
都道首都高速2号線	中央区銀座八丁目	品川区戸越一丁目
都道首都高速2号線分岐線	港区麻布十番四丁目	港区六本木三丁目
都道首都高速3号線	千代田区隼町	世田谷区砧公園
都道首都高速4号線	中央区八重洲二丁目	杉並区上高井戸三丁目
都道首都高速5号線	千代田区一ツ橋一丁目	板橋区三園一丁目
都道首都高速6号線	中央区日本橋兜町	足立区加平二丁目
都道首都高速7号線	墨田区千歳一丁目	江戸川区谷河内二丁目
都道首都高速9号線	中央区日本橋箱崎町	江東区辰巳二丁目
都道首都高速11号線	港区海岸二丁目	江東区有明二丁目
都道高速湾岸線	大田区羽田空港三丁目	江戸川区臨海町六丁目
都道高速横浜羽田空港線	大田区羽田二丁目	大田区羽田旭町
神奈川県道高速横浜羽田空港線	横浜市中区本牧ふ頭	川崎市川崎区殿町一丁目
神奈川県道高速湾岸線	横浜市金沢区並木三丁目	川崎市川崎区浮島町
横浜市道高速1号線	横浜市西区高島二丁目	横浜市神奈川区三ツ沢西町
横浜市道高速2号線	横浜市中区元町	横浜市保土ヶ谷区狩場町
横浜市道高速湾岸線	横浜市中区本牧ふ頭	横浜市鶴見区生麦二丁目
千葉県道高速湾岸線	浦安市舞浜	市川市高谷

## (2) 機構法第13条第1項第4号に規定する後行特定更新等工事の路線名及び工事の区間

(イ)路線名	(ロ)工事の区間	
	起点	終点
羽田トンネル付近		
都道首都高速1号線	大田区大森南五丁目	大田区東糀谷六丁目
その他(上記を除く区間)		
都道首都高速1号線	台東区北上野一丁目	大田区羽田旭町
都道首都高速2号線	中央区銀座八丁目	品川区戸越一丁目
都道首都高速3号線	千代田区隼町	世田谷区砧公園
都道首都高速4号線	中央区八重洲二丁目	杉並区上高井戸三丁目
都道首都高速5号線	千代田区一ツ橋一丁目	板橋区三園一丁目
都道首都高速6号線	中央区日本橋兜町	足立区加平二丁目
都道首都高速7号線	墨田区千歳一丁目	江戸川区谷河内二丁目
都道首都高速9号線	中央区日本橋箱崎町	江東区辰巳二丁目
都道首都高速葛飾江戸川線	江戸川区臨海町六丁目	葛飾区四つ木三丁目
都道高速湾岸線	大田区羽田空港三丁目	江戸川区臨海町六丁目
都道高速葛飾川口線	足立区足立一丁目	足立区入谷三丁目
都道高速足立三郷線	足立区加平一丁目	足立区神名町一丁目
神奈川県道高速横浜羽田空港線	横浜市中区本牧ふ頭	川崎市川崎区殿町一丁目
埼玉県道高速葛飾川口線	川口市東領家五丁目	川口市大字西新井宿字北田
埼玉県道高速足立三郷線	八潮市大字浮塚字中ノ島	三郷市番匠免二丁目
横浜市区道高速1号線	横浜市区高島二丁目	横浜市神奈川区三ツ沢西町
横浜市区道高速2号線	横浜市中区元町	横浜市保土ヶ谷区狩場町
千葉県道高速湾岸線	浦安市舞浜	市川市高谷

## (3) 工事内容

工事名		都道首都高速1号線等に関する先行特定更新等工事			都道首都高速1号線等に関する後行特定更新等工事	
工事概要		(銀座・京橋出入口付近) 擁壁の造り替えを実施する。	(池尻・三軒茶屋出入口付近) 床版の造り替えを実施する。	(その他(左記を除く区間)) 損傷、腐食その他の劣化等に対して 構造物全体の修繕を実施する。 ・コンクリート構造物の剥落防止対策、炭素 繊維補強、鋼板補強等 ・鋼構造物の疲労亀裂補修、当て板補強、塗 装の高耐久化等 ・SFRC舗装、床版防水工等 ・支承等の取替え ・その他(維持管理困難箇所への恒久足場の 設置等)	(羽田トンネル付近) トンネル中床版等の造り替え及びその 他の劣化に対する構造物全体の修繕 を実施する。	(その他(左記を除く区間)) 損傷、腐食その他の劣化等に対して 構造物全体の修繕を実施する。 ・コンクリート構造物の剥落防止対策、炭素 繊維補強、鋼板補強等 ・鋼構造物の疲労亀裂補修、当て板補強、塗 装の高耐久化等 ・SFRC舗装、床版防水工等 ・支承等の取替え ・その他(維持管理困難箇所への恒久足場の 設置等)
道路の区分		第2種第2級(道路構造令)	第2種第2級(道路構造令)	—	第2種第2級(道路構造令)	—
延長		1.5キロメートル	1.5キロメートル	55.2キロメートル	0.3キロメートル	21.3キロメートル
設計速度		60キロメートル/時	60キロメートル/時	—	60キロメートル/時	—
設計自動車荷重		245kN(B活荷重)	245kN(B活荷重)	—	245kN(B活荷重)	—
車線の幅員		3.25メートル	3.25メートル	—	3.25メートル	—
車線数	工事施工	4車線	4車線	—	4車線	—
	用地買収	4車線	—	—	—	—
路肩の標準幅員	往復分離しない区間(メートル)	左側:1.25	—	—	—	—
	往復分離する区間(メートル)	—	左側:1.25、右側:0.75、計:2.00	—	左側:1.25、右側:0.75、計:2.00	—
付加車線の標準幅員		—	—	—	3.25メートル	—
中央帯の標準幅員		2.00メートル	—	—	—	—
他の道路との接続位置及び接続の方法 (他の道路の路線名、接続位置、接続の方法、備考)		・特別区道第640号線、中央区築地二丁 目、立体接続、新富町入口(仮称) 廃止する他の道路との接続位置及び接 続の方法 ・特別区道第640号線、中央区築地二丁 目、立体接続、新富町出口 ・特別区道第625号線、中央区新富一丁 目、立体接続、京橋入口	—	—	—	—
工事予算		62,693百万円	71,327百万円	253,519百万円	75,548百万円	230,072百万円
債務引受限度額(消費税込み)		85,523百万円	80,553百万円	280,616百万円	114,360百万円	265,650百万円
工事の着手(予定)年月日		平成27年4月1日	平成27年4月1日	平成26年12月1日	令和6年4月1日(予定)	令和6年4月1日(予定)
工事の完成予定年月日		令和18年3月31日	令和10年3月31日	令和11年3月31日	令和21年3月31日	令和18年3月31日

別紙特3を次のとおり改める。

都道首都高速1号線等に関する  
**特定更新等工事に要する費用に係る  
債務引受限度額**

都道首都高速1号線等に関する  
特定更新等工事に要する費用に係る債務引受限度額

(単位:百万円)  
(消費税込み)

年度	債務引受限度額
H26	0
H27	1,924
H28	12,001
H29	32,074
H30	13,608
R1	22,851
R2	27,258
R3	23,299
R4	11,700
R5	13,143
R6	109,334
R7	15,664
R8	19,117
R9	111,422
R10	38,970
R11	33,724
R12	25,274
R13	21,233
R14	19,231
R15	13,133
R16	8,691
R17	138,691
R18	0
R19	0
R20	114,360

(注1) 平成26年度から令和4年度は実績値を、令和5年度は実績見込み値を記載している。

(注2) 上記記載の債務引受限度額については、限度額に残余が生じた場合は繰越を認めるものとする。

添付書類

別添 1 都道首都高速 1 号線等に関する協定

別添 2 貸付料及び貸付期間算出の基礎を記載した書類

別添 3 推定交通量及びその算出の基礎を記載した書類